

北海道女性活躍推進計画（素案）＜概要版＞

はじめに

本計画は、女性活躍推進法に定める都道府県推進計画として、概ね3年間（平成28年度から平成30年度）の施策展開の方向性を示す。

I 背景

家庭や職場、地域などあらゆる分野において男性も女性もその個性と能力が十分に発揮され、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会づくりが求められている。

II 北海道における「女性の活躍支援方策」の方向性

1 構造的課題に向けた女性の活躍支援

女性のライフステージに応じた支援の一層の取組を推進し、北海道経済及び地域の活性化に取り組む。

2 女性の活力による地域づくり

本道の産業構造や地域実情などを踏まえ、女性の感性や活力を地域づくりにつなげていくことができるよう取り組む。

3 展開方向3つの柱

- ① 地域を男女でともに支える社会の推進
- ② 女性のライフステージに応じた支援
- ③ 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

展開方向 1 地域を男女でともに支える社会の推進

1 地域における気運の醸成

- 市町村の男女共同参画計画及び女性活躍推進法に定める推進計画の策定を促す。
- 北の輝く女性応援会議によりオール北海道での女性活躍の気運醸成に取り組む。
- 6次産業化の推進など、活力ある農山漁村の実現に向け女性が活躍できる環境づくりを進める。

2 地域力の育成・向上に向けた取組の推進

- 地域住民、NPO、企業などを対象に、地域づくりの担い手を育成する。
- 女性をはじめ、多様な主体が地域づくりに参画する仕組みや環境づくりを進める。
- 先進事例資料の作成など、地域づくりを担う方々の活動に必要な情報等の収集活動を支援する。

3 ライフステージに応じた「学び」の場の提供

- 道立女性プラザにおいて、男女共同参画の推進に係る意識啓発を行うなど、女性の活躍支援に取り組む。

- 市町村、関係団体と連携・協力し、自己実現のための学習機会の提供など、生涯学習を推進する。
- インターンシップなど、子どもたちの職業観等を育てるためのキャリア教育を推進する。

4 地域で活躍する女性の「見える化」

- 地域や各分野で活躍する女性等を紹介・顕彰し、身近なモデルを示すことにより、地域での女性の活躍や企業の取組などを喚起する。
- 地域で活躍する女性の姿や各種支援情報等を提供する「北の女性★元気・活躍・応援サイト」を効果的に運営する。
- 懇話会の開催などにより女性の視点を道政の各分野の施策に反映するよう努める。

5 女性リーダーの登用に向けた目標設定の推進

まちづくりや地域振興、防災など、あらゆる分野に女性の視点を入れるため、自治体の政策検討への女性の参画を促進する。

6 積極的改善措置等へのインセンティブ付与

北海道あったかファミリー応援企業登録制度の登録を促進するとともに、道における物品の調達や補助金の交付に当たっての企業へのインセンティブ付与の拡充について検討する。

7 安心して子どもを産み育てることができる地域づくり

地域住民のボランティアや企業・団体などとの連携により、地域ぐるみで子どもが健やかに育つことのできる環境の整備に努める。

展開方向2 女性のライフステージに応じた支援

1 働きたい女性の就労支援・訓練

ものづくり産業や食と観光、福祉・介護、建設分野などを支える女性の人材育成に努める。

2 女性の雇用継続の促進

働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援するほか、保育サービスの充実など仕事と家庭生活の両立支援に向けた取組を推進する。

3 女性の円滑な再就職の支援

子育てをしながら就職を希望する女性に対して、キャリアアップの取組を進めるなど、総合的かつ一貫した支援による早期再就職の実現に努める。

4 起業支援

女性の感性や育児経験を生かした起業などを志望する女性向けに、起業家の育成や金融支援等を通じて創業を促進するなど、国や関係機関と連携し、支援に努める。

5 保育に係る体制の整備促進

保育の受け皿づくりを推進するとともに、認定こども園等の新たな保育の需要への対応等を通じて、子どもを安心して育てることができる体制の整備に努める。

6 「小1の壁」の解消

共働き家庭等の課題となっている小学校就学後の児童の安全・安心な放課後等の居場所確保のため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備に努める。

7 家事・子育て支援の促進

住民の相互協力による子どもの一時預かりや交流の場づくりなど、子どもの成長を地域全体で支える環境づくりや地域の子育て支援の拠点づくりを進めるとともに、男性が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備が促進されるよう意識啓発に努める。

8 女性のライフステージに応じた総合支援

道立女性プラザ内に設置した「女性の活躍支援センター」において、子育てや、働きたい、起業したい、学びたいなど、女性のライフステージに応じた様々な相談に総合的に対応するほか、必要な情報等を提供し、女性の活躍を支援する。

展開方向3 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

1 長時間労働慣行の是正

国と連携し、企業等の長時間労働の是正の普及、啓発への取組を促進するとともに、労働者の健康管理に係る措置の徹底等を図る。

2 多様な働き方の促進

短時間労働や在宅勤務など、多様な女性の生き方に合った働き方を選択できる環境を整備するほか、女性の能力を最大限に発揮する先進事例を紹介するなど、国と連携して普及に努める。

3 ワーク・ライフ・バランス意識の啓発

事業主を含めワーク・ライフ・バランスの理解を促進し、その普及拡大に努める。

4 役員・管理職への女性登用

企業における事業主行動計画の策定促進や研修情報の発信等により、企業における女性登用の一層の促進を図るとともに、職場での性別を理由とした差別的な取扱いの是正やセクシャル・ハラスメント防止対策などについて、事業主に対して働きかける。

5 企業等における女性の活躍の「見える化」

企業における女性登用、人材育成、両立支援などの取組情報の公表など、経済団体、企業等と連携・協働して見える化を促進する。

【今後のスケジュール】

- | | |
|------|--------------------|
| 2月3日 | パブリックコメントの実施（1ヶ月間） |
| 3月下旬 | 計画策定 |